

中期目標・中期計画（素案）

北海道教育大学

平成27年6月26日

北海道教育大学 第3期中期目標・中期計画（素案）

北海道教育大学

（前文）大学の基本的な目標

北海道教育大学（以下、本学という。）は第2期中期目標期間中、「人が人を育てる北海道教育大学」をスローガンに、「常に学生を中心とした大学（Students-First）」を目指して様々な改革を断行してきた。教員養成課程においては、教師を高度に専門的な職業人と捉え、理論と実践の往還を実現するカリキュラム改革により、実践的指導力を備えた教員を養成し、平成27年度からは、学校のグローバル化を推進する高い語学力と豊かな国際感覚を有する教員の養成を目指して「グローバル教員養成プログラム」を開設した。このプログラムに対しては、教育関係者から大きな期待が寄せられている。また、「新課程」については、全国の大学に先駆けてその改組に着手し、地域社会からの強いニーズに応えるとともに、「新課程」の成果を発展させる形で、平成26年度に「国際地域学科」と「芸術・スポーツ文化学科」を設置した。このことにより、本学は、教員養成の拠点大学として、教員はもとより、グローバルな視点をもって地域を活性化する人材、芸術やスポーツ文化を通じて人々に豊かな生活を提案できる人材を養成する、文字通り「人材養成を通じて地域活性化の中核となる大学」としての責務を果たす体制を整えることができた。さらに、地域との連携では、北海道教育委員会と様々な協力関係を構築し、教育委員会が、現場経験の豊かな優れた教員を本学教員として派遣する制度や、実務家教員・学校臨床教授として推薦する制度を整えてきた。

第3期中期目標期間を見据えて現代社会に目を向けると、グローバル化の進展、多様性社会の到来、高度情報化、少子高齢化・人口減少、環境問題の深刻化等、社会は複雑で困難な課題に直面している。第3期中期目標期間は、まさに、これらの諸課題に真正面から取り組むイノベティブ人材の養成が求められる。

本学は、「教育大学」として、従来からすべての営みの基礎に「教育」を据えてきた。人の成長を促すことが教育である以上、本学は常に「人間と地域の成長・発展を促す大学」でなければならない。また、社会が求める、どのような課題にも積極的・能動的に取り組む学生を育てる責務がある。そのために、本学の教育研究の質的転換を大胆に実行していく。

以上のことを踏まえ、第3期中期目標期間は「人間と地域の成長・発展を促す大学」及び「学生の自主的学修、自主・自律的活動を促す体制を構築する」というテーマのもと、以下の取組を重点的に実施する。

- 1 新たな高大接続を見据えた入学試験改革、学校における“新たな学び”に対応するための、アクティブ・ラーニングやICT教育などを取り入れた大胆なカリキュラム改革、生涯を見据えた就職支援の充実などの改革に取り組む。
- 2 大学院改革を断行して教職大学院を充実させる。また、教育委員会等との連携協力関係をさらに深化させて、教員研修に積極的に関わり、研修を大学院レベルにするとともに、各種教員研修と連携させた大学院教育（研修の単位化を含む“学び続ける教師”を支える新たな長期履修制度）を構築していく。
- 3 北海道の喫緊の教育課題である「子どもたちの学力・体力」の問題には、具体的な成果を検証する形で取り組んでいく。
- 4 全国的な教育課題に目を向けるとき、従来からの「いじめ・不登校」や「特別支援教育」に加えて「小中一貫教育」や「学校の小規模化」等の課題が浮上してきている。本学は、愛知教育大学、東京学芸大学、大阪教育大学（HATOプロジェクト連携大学）をはじめ、全国の教員養成大学・学部と連携し、ネットワークを構築して、これらの教育課題に取り組んでいくとともに、さらに高度な教育研究体制を構築していく。
- 5 「グローバル教員養成プログラム」を着実に進めるとともに、小学校英語の授業を確実に実施できる教員を数値目標を立てて養成する。
- 6 海外留学を促進するとともに、英語の授業を積極的に導入していく。海外の協定大学との教員交流によって、本学教員が海外大学で授業するとともに、海外の教員を招聘して英語による授業を実現する。さらに、協定校の講師が行う英語研修プログラムを導入して、本学学生及び教職員の英語力を向上させる。
- 7 学科においては、ステークホルダーの意見を取り入れる仕組みを作り、地域と社会が必要とする人材養成と組織的な研究をさらに進めていく。
- 8 ミッションの再定義において求められた教員就職率75%の達成に向けて、全学をあげて取り組むことはもちろんのこと、北海道の教員採用における本学卒業生の占有率を、小学校で80%、中学校で65%にする。

以上述べたような取組を通じて「地域に貢献するとともに、強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する大学」として、他に類をみない個性的な大学として進化し続ける。

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成28年4月1日から平成34年3月31日まで</p> <p>2 教育研究組織 中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>○ 北海道における教員養成の拠点大学として、また、地域の活性化を担う人材養成機関として、第2期に策定した「北海道教育大学教員養成改革の基本方針」に基づき、ステークホルダーの声を取り入れた教育課程改革を継続的に進め、併せて教育方法と成績評価の改善・開発を推進する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教員就職率75%の確保に向けて、学士課程教育では以下の取組を進める。</p> <p>① 教育課程の体系的性(ナンバリング等で明確化)や理論と実践の往還並びに実践型カリキュラムという観点の実質的な保証と北海道や全国の教育課題(子どもたちの学力・体力、いじめ・不登校、学校の小規模化、道徳教育、小中一貫教育、小学校英語教育など)への対応について、不断の点検と見直しを行うため、外部有識者や学生等による意見を取り入れた評価の仕組みを構築する。</p> <p>② 学生の主体的・能動的学修を実質化するため、第2期に教職大学院等で培った双方向遠隔授業システムのノウハウを活かしつつ、学校現場の活用も見据えた教育方法の改善(アクティブ・ラーニング、ICT教育の導入等)に取り組み、学生の学修時間を確保・増加させる。</p> <p>③ グローバル化への対応や食育、防災・安全教育等、時代のニーズを反映した様々な課題に対する学びに対応するため、全学の教員による教育研究組織を設置し、テキスト作成や授業方法並びに教材の開発を行うなどの研究を進め、それらを学生教育に反映させる。</p> <p>④ 学生の自学自習を促すために、学修活動を厳格に評価する方法(ルーブリック等)を導入して、学修成果を把握させるためのフィードバックを行う。</p> <p>⑤ 教育課程編成基準に定めた課程・学科ごとに開設する教養教育科目がその目的と合致して</p>

	<p>いるか検証し、その課題を踏まえて、ステークホルダーの意見を取り入れながら授業内容(シラバス)を充実・改善する。</p> <p>2 高度な教員養成機能の拠点的作用を担い、学生の実践的な指導力・展開力を確保するため、教育委員会等のニーズを踏まえ、教育課程及び教育研究組織の見直しを進め、教員就職率について、教職大学院90%、修士課程70%を確保する。</p> <p>3 大学院段階においては、高度な教育者及び研究者の基礎教養として、教育・研究に関する高い倫理観や規範意識を醸成するとともに、共感的理解や協働のためのコミュニケーション力を高め、困難な教育課題に対応しなければならない。こうした観点から大学院の改革にあたり、教育学研究科修士課程の教養教育の在り方を検討して、教養教育(「研究倫理と調査手法(仮称)」等)をカリキュラムに位置づける。</p> <p>4 教育資源を効果的・効率的に活用するため、第2期中期目標期間に北海道内の7国立大学との連携により開始した、遠隔授業システムと単位互換制度を利用した教養教育、留学生への入学前準備教育等を充実させる。</p>
<p>(2)教育の実施体制等に関する目標</p> <p>○ 学生教育の質を確保するため、実務経験のある教員の配置等、課程・学科の人材養成の目的を達成するための、より適切な教員配置を実現する。</p>	<p>(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>5 教員養成課程及び学科のアクティブ・ラーニング等を担当する、実務経験豊富な教員(学校臨床教授等)を増やし、また、教育実習やインターンシップ等の現場での指導に当たる教員(教育実践コーディネーター等)を新たに配置して、学生教育の質向上を図る。そのために従来の非常勤講師の配置を見直し、専任教員を中心とした教員配置を実現する。これにより、非常勤講師の担当時間数を第3期の各年度において、前年度実績以下に削減する。</p> <p>6 ミッションの再定義では、学校現場での指導経験のある大学教員を30%にするとしていたが、教員養成課程における実践的指導力のより一層の育成・強化を図るため、35%を確保する。</p> <p>7 教員養成を担う教員の専門性向上のため、開発したFDプログラム(新任と現職の大学教員を対象とした研修プログラム)に基づき、附属学校等における研修を義務化し、学校現場での経験</p>

<p>○ 学生の主体的・能動的学びを支援する環境整備に取り組む。</p>	<p>を持つ大学教員を100%にする。</p> <p>8 学生の主体的・能動的学びを促進するため、ラーニングコモンズの整備やe-ラーニングで利用可能なデジタルコンテンツの拡充など学修環境を整備する。</p>
<p>(3) 学生への支援に関する目標</p> <p>○ 経済的理由により修学困難な学生や学生生活上及び心身の健康上の問題を抱えた学生の不安を解消し、全ての学生が安心して学べる環境を提供するとともに、学生の豊かな情操と健全な心身を育成するため、自主的、自律的に行う課外活動等の環境を整える。</p>	<p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>9 第2期中期目標期間において、授業料全額免除基準該当者のうちから全額免除許可者の割合が10%に満たない状況もあったことから、第3期は、経済的理由により、修学困難な学生を支援するため、授業料免除予算を確保し、全額免除許可者の割合を15%以上とする。</p> <p>10 学生生活上の課題や心身の健康上の困難を抱えた学生をサポートするため、以下の取組を進める。</p> <p>① 専門的観点からコーディネートする全学的体制を整えるとともに、特別な支援を必要とする学生等を早期に把握するため、健康調査（スクリーニング）を実施する。</p> <p>② 全学的体制の下で、特別な支援を必要とする個々の学生に応じてチームを結成するなど、キャンパスにおける組織的な支援体制を構築し、教職員間の連携を強化する。</p> <p>③ 全学的体制及びキャンパスにおける組織的な支援体制の在り方並びに教職員間の連携状況等を検証し、特別な支援を必要とする学生へのサポートを充実する。</p> <p>11 課外活動ハンドブックの作成及び配付等により、課外活動は人間的成長を促すものとして、キャリア形成との関連性を認識させ、学生団体等への加入率を60%程度に高めるとともに、課外活動の施設整備及び活動補助の予算を確保し、学生の自主的活動を活性化させる。</p> <p>12 法令遵守やハラスメント防止について、学生に十分に理解させるとともに、より多くの学生への浸透を図ることを目的として、学生の企画による研修会、リーダー研修受講者による講習会等を実施する。また、学生団体結成の際の条件として、リーダー研修会受講を義務化させる。</p>

○ 大学として学生へのきめ細かな就職支援を行うため、第2期は、大学設置基準の改正に伴い、本学におけるキャリア形成の概念や関係部署の役割について、「北海道教育大学学生のキャリア形成支援における全学的指針」を策定し、入学から卒業までのキャリア形成における支援のあり方や方向性を明確化した。また、全国的に新卒者の3か年での離職率の高さが社会的に深刻な問題となっていることから、卒業後を視野に入れたキャリア支援を行うため、卒業後5年経過時の卒業生を対象として「卒業後動向調査」を実施し、本学学生の進路の特質を把握してきた。

第3期は、この全学的指針や卒業後動向調査結果を基盤として、学部1年次から4年次までのキャリア形成プロセスのチャートを作成し、可視化することにより、計画的にキャリア支援を行うとともに、学生自身が目標や到達地点を確認できるようにする。

13 全学的指針や卒業後動向調査結果を基盤として、学部1年次から4年次までのキャリア形成プロセスのチャートを作成し、可視化することにより、計画的にキャリア支援を行うとともに、学生自身が目標や到達地点を確認できるようにする。

- ① 教員養成課程においては、1～2年次で学生に教員としての意識付けを行うため、授業科目「キャリア開発の基礎」を開講し、3～4年次では教員採用試験に向けて、より実践的な講座として、教員就職対策特別講座や個別面接指導を実施する。上記のように、計画的にキャリア支援を行うとともに、教員採用試験に精通した相談員を配置し、きめ細かな就職指導を行い、結果として教員就職率75%を確保する。
- ② 学科においては、体系的なキャリア支援・教育を行うとともに、民間企業に精通した相談員を配置し、きめ細かな就職支援を実施する。

(4) 入学者選抜に関する目標

○ 本学の目的と使命に基づく教育をより高いレベルで実践するため、入学者選抜では、大学入試センター試験に加えて、小論文、面接、実技、調査書等に基づき、総合的に評価してきた。平成26年度に開設した国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科では、総合問題、小論文、面接、実技、調査書等に基づき、総合的に評価することとした。平成27年度入試から、教員養成課程釧路校が実施している、へき地・小規模校教育に関心と意欲を持つ者を求める推薦入試（地域指定）において、これまでの道東地区に限定していた募集対象を日高・宗谷・オホーツク地区まで拡大し、より地域に根ざした教員の養成を図っている。さらに、平成28年度入試から、教員養成課程においては教科の基礎的・基本的な知識・技能などを活用して、思考力、判断力、表現力を問う教科試験を導入、実施することとした。第3期では、高大接続を実現するため、新たに入試戦略室（仮）を設置し、これらの入学者選抜方法を検証し、地域の学

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

14 高大接続を実現する新しい入学者選抜方法へ見直すため、新たに入試戦略室（仮）を設置し、入試アドミニストレーターを配置し、入学者として相応しい能力・意欲・適性について分析・研究するとともに、研究成果を入試制度改革に取り込む。

- ① 教員養成課程においては、平成28年度入学者選抜方法の変更による入学者の学力等の検証を行い、質の高い教員養成に向けた能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜方法へ改善する。
- ② 学科においては、学科完成の平成29年度までの入学者の学力等の検証を行い、国際的視野を持った地域で活躍できる人材（国際地域学科）及び地域再生の核となる人材（芸術・スポーツ文化学科）の養成に向けた能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜方法へ改善する。

校教育を担う人材や地域の成長に貢献する人材に相応しい能力、意欲、適性を備えた学生を確保できるよう、アドミッション・ポリシーに基づくより適切な入学者選抜方法へ改善する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 教員養成機能における北海道の拠点的役割を果たすため、学校現場や地域に生起する様々な課題解決に資する研究を重点的に支援・促進して、その研究成果を学校現場や地域に発信・還元する。
さらに、地域や文化価値に関する探究を進め、地域の活性化に寄与する。
- 教員養成の質向上を図り、学校教育に対する社会からの付託に応えるため、HATOプロジェクトの成果を北海道教育大学 (H)・愛知教育大学 (A)・東京学芸大学 (T)・大阪教育大学 (O) の4大学が連携して全国の教員養成系大学・学部が発信することによって、全国の学校教育の質の高度化や地域の特質へ適合した教育の実践を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 15 学部全体として、へき地・小規模校教育、特別支援教育、食育など学校教育に密着した研究に対して重点的に学長戦略経費を投入し、その研究成果を学術的に発信するだけでなく、本学の教員養成教育の充実のために活用し、地域の様々な教育課題の解決に応用する。
さらに、学科においては、ステークホルダーの意見を取り入れる仕組みを作り、地域や文化価値に関する現代的・学際的探求を進め、研究成果を地域の様々な課題解決へ活用して、地域の国際化や芸術・スポーツ文化による「生き甲斐・健康・まちづくり」など地域の活性化及び振興に寄与する。
- 16 教員養成を行う全国の大学・学部に対して、HATOプロジェクトの研究成果を生かして、特に本学が取り組む「小学校英語教育の指導力向上」及び「へき地・小規模校での現職教員支援」等についての中心的役割を担いながら情報提供を行い、継続的に相互交流と相互支援を実施する。
- 17 教員養成を行う大学、全国の学校、教育委員会等からの要望に対応する現在の重要な教育課題及び新たに提起されてくる問題の解決を行うために、解決に寄与するカリキュラム・教材・指導法等の方策を具体化する。
- 18 全国の学校教育の質の高度化や地域の特質へ適合した教育の実践を実現するために、HATO構成4大学を中心に教育委員会等現場と連携し、地域や現場のニーズに対応した課題解決に向けて、セミナーや講習会等を実施する。
- 19 「教育実習前 CBT (Computer Based Testing)」を、HATOの4大学をはじめ、多くの教員養成系大学と連携し、運用・実施する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- 新たに研究戦略室（仮）を設置してIRセンター（仮）との連携のもとに、学術研究の「挑戦性、総合性、融合性、国際性」といった現代的要請を踏まえながら、地域ニーズに応える研究活動を企画・管理して本学の機能強化を図るとともに、研究成果の活用を促進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 20 若手研究者の研究、海外ネットワークの形成、海外との共同研究を推進するとともに、研究支援体制、事務局体制強化などを進める。
- 21 第2期中期目標期間中に配置した「研究支援コーディネーター」を充実・発展させ、新たに研究戦略室（仮）を設置し、リサーチ・アドミニストレーターを配置して、教育や地域の課題解決と地域の成長・発展に資する研究を企画・管理する体制を強化するとともに、研究成果を分析・可視化し、研究広報に積極的に取り組む。
- 22 グローバル化への対応や食育、防災・安全教育を含め、新たな学びのニーズに関する情報を積極的に収集するとともに、新たに構築する研究組織のマネジメントや研究活動を支援し、テキスト・教材等の研究成果を活用して普及啓発に取り組む。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

- 地域の知の拠点として、各教育機関等と連携し、学校教育における諸課題の解決や地域社会の発展に貢献する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 23 地域における知の拠点として、相互協力協定先及び各教育機関・団体と連携・協働して、第2期においては、下記の特徴ある地域振興イベント等や特徴ある学校支援・地域教育支援を実施してきた。第3期においても、引き続き相互協力協定先及び各教育機関・団体と連携・協働した事業を実施する。
 - (1) JAグループ北海道と連携した教員養成3キャンパスにおける食育体験事業（稲作・酪農体験塾等）
 - (2) 遊びを通じたスポーツ普及事業（岩見沢校あそびプロジェクトや4者連携事業における「健康増進プロジェクト」）
 - (3) ミュージックキャラバンなど地域における音楽振興事業
 - (4) 北海道立美術館と連携した美術展、展覧会鑑賞を通じた芸術（美術）教育等

	<p>24 北海道の学校地域の諸課題であるへき地・小規模校教育並びに学力及び体力向上の対応等について、各教育委員会、教育研究所及び学校との協働や連携を図り、広域な北海道の各地域における実情の違いに応じた取組を各キャンパスの特性を活かしながら、学生ボランティア派遣事業、へき地校体験実習を実施する。</p> <p>25 教育委員会や北海道立教育研究所等との連携協力関係を深化させ、各種教員研修に本学が大学院レベルの研修を共同で実施する。その研修を本学の大学院教育に位置づけて単位化し、研修の積み重ね等により大学院の履修を進める、新たな大学院長期履修制度を創設する。</p>
<p>4 その他の目標</p> <p>(1) グローバル化に関する目標</p> <p>○ 第2期に本学における国際化にかかる事業の展開を経営戦略の一つの柱として位置づけ策定した「国際化推進基本計画」において、「本学学生の国際感覚を涵養し、国際的視野をもって地域社会や教育の諸分野で活躍できる人材の育成を図る」ため、「グローバル教員養成プログラム」などを実施してきた。第3期には、グローバル人材の育成を推進するため、学生の英語力を高めるとともに、海外の大学と連携し、留学生の派遣・受入の拡大を図る。</p>	<p>4 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置</p> <p>26 学校のグローバル化を推進するリーダーの育成を目的として開講している「グローバル教員養成プログラム（1学年定員60名）」充実のため、受講学生が卒業する際にプログラム修了認定の要件となる語学基準（TOEIC 860点相当）に到達する割合を70%以上とする。</p> <p>また、北海道教育委員会が主催し、全国的に評価されている「イングリッシュキャンプ」にグローバル教員養成プログラム受講学生が参加することで、早い段階から学生に実践的能力を育成させる。</p> <p>さらに、教員養成のグローバル化を見据え、英語教育全体の充実を図るため、小学校教諭1種免許状を取得して卒業する学生の語学スコアの基準をTOEIC 570点相当、中学校教諭1種免許状（英語）を取得して卒業する学生の語学スコアの基準をTOEIC 730点相当に設定し、この基準に到達する学生の割合を80%以上とする。</p> <p>27 学生が国際感覚を磨き英語力を身につけ、将来にわたってグローバル化を推進できる人材となるための多様な留学プログラムを学生に提供する。これによって海外派遣留学生を年間150名に増やす。</p> <p>既存の日本語・日本文化プログラムに加えて、本学学生と留学生の交流や短期日本語・日本文化研修プログラムを増設するとともに、大学院レベルの留学プログラムを充実させることによって海外からの質の高い大学院生も受け入れ、海外受入留学生を年間150名に増やす。</p>

<p>○ グローバル人材育成を推進するにあたり、大学全体としての英語力の底上げが必要である。そのためには、学生に対する英語教育プログラム内容を充実させるのはもちろん、英語で教育を実践する教員の資質向上を図るとともに、グローバル化推進に対応可能な職員の育成を図る。</p> <p>○ 開発途上国への教育支援に貢献するため、文部科学省・JICA・JICE等と協力して、理数科教育を中心とした教育分野の国際協力事業を実施する。</p>	<p>28 海外の協定締結大学と連携し、相互に相手先の大学で授業を行うための「共同教育プログラム」（学部・大学院での単位取得を目的とするもの）と「海外教育実習プログラム」（海外での教育体験を主としたもの）を開設する。</p> <p>29 大学の国際化等を見据えて、クォーター制等の新しい学事暦を導入する。</p> <p>30 海外の協定締結大学等と連携して、先進的教育手法を持つ英語教員を講師として招聘し、学生対象の英語能力強化プロジェクト、大学教員対象の英語による授業の教授法等に関する研修、職員対象のビジネス英語研修をそれぞれ実施する。さらに、グローバル化に対応した取組を一層推進するため、大学教員を対象とした海外研修制度を充実する。また、海外の大学との連絡調整、学生の海外派遣、留学生受入業務などのグローバル化対応業務の円滑化を図るため、事務職員の海外語学研修経験者を20%以上とし、その経験者を各キャンパスに複数名配置する。</p> <p>31 開発途上国の課題の一つとなっている初等教育段階からの理数科教育の向上について、本学として貢献するため、文部科学省・JICA・JICE等と協力し、関係諸国からの教員研修生を附属学校で受入れ、日本の学校のしくみと役割や理数科の授業改善に向けた取組について学び、母国の子供たちへの学習意欲を促す理数科授業の構築や、それを学習指導案として表現できる能力の形成を目標とする研修事業を実施する。</p> <p>また、大学教員及び附属学校教諭を開発途上国に派遣し、理数科教育における公開授業、授業検討会、教材開発ワークショップを実施するとともに、これらの事業に学生をボランティアとして派遣する。</p>
<p>（2）附属学校に関する目標</p> <p>○ 「北海道教育大学附属学校園の今後の在り方に関する有識者会議報告書」（平成25年3月）に盛り込まれた提言「1. 北海道における学校教育の発展に資する研究の推進」「2. 大学と附属学校園が一体的な教育研究を推進すること」「3. 大学のリーダーシップにより附属学校園を運営すること」を具現化するために、外部委員による</p>	<p>（2）附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>32 北海道教育委員会と連携し、「授業実践交流事業」を平成25年度から実施しているが、第3期には、旅費予算を措置してさらに充実させていく。附属学校教員が各地区公立学校での出前授業、校内研修の講師を担当するとともに、公立学校教員による附属学校の授業観察を日常的に受け入れる。</p>

<p>第三者評価を実施し、「北海道教育大学附属学校園 第三者評価報告書」(平成26年3月)を作成した。第3期中期計画においても、この方針に基づき、附属学校園の機能を強化する。</p> <p>○ 実践的な指導力を有する教員を養成するために、附属学校を活用した大学教員の研修及び教育実習を一層充実させる。</p>	<p>33 小学校における英語教科化への準備として、小学校英語の教育課程・指導法・教材の開発、及び中学校における英語教育の在り方に関する研究を進めるために、大学教員と4附属小学校、4附属中学校の教員でプロジェクトチームをつくり、研究に取り組んでいる。第3期には、この研究の成果(評価基準ともなる小学校各学年のCan-Doリスト、ICTを活用した蓄積型発展教材スノーマン)の検証、改善を図り、道内の公立学校に普及させるとともに、学部の教員養成カリキュラムに組み込み、附属学校教員も授業を担当する。</p> <p>34 校園長(大学教授兼任)が附属学校園に軸足を置いて学校運営ができるように、学内での委員会業務及び授業時間数を平成25年度から軽減(非常勤講師予算を措置)している。第3期においてもこの措置を継続し、各キャンパス長との定期的な連絡協議を実施するとともに、附属学校の機能強化を図るため、専任校長を置く。</p> <p>35 教員養成を担う大学教員の実践的指導力の育成・強化を図るため、附属学校を活用した新任大学教員研修プログラム及び教員現職研修プログラムを第2期に開発した。第3期では本格的に実施し、第3期中期目標期間末には学校現場での経験(指導、研修及び実践研究を含む)のある大学教員を100%にする。</p> <p>36 教育実習に必要な知識や技能を習得した上で教育実習に参加できるように、第2期に「教育実習前CBT(Computer Based Testing)」を開発した。第3期にはこれを実施し、「教育実習前CBT」を受けて一定の基準に達した学生を附属学校園で実習生として受け入れ、実習評価についても大学の実習委員会と協議して厳格に行う。</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>○ 学長のリーダーシップの下で、教育、研究、社会貢献の機能を最大化するため、業務改善を推進するとともに、戦略的・効果的な組織運営を行う。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>37 第2期のガバナンス改革において、各校毎に設置していた教授会を廃止し、教授会審議事項を精選した上で、教育学部、大学院にそれぞれに1つの教授会を設置した。また、各校担当副学長であったキャンパス長やその他教育研究組織の長の選考方法については、推薦方式ではなく、学長任命とした。</p>

第3期においては、学長のリーダーシップが一層発揮できるよう、上記1から4の教育、研究、社会貢献及びその他の目標達成に向けて、学内組織の強みや弱みなどを分析するIRセンター（仮）と連携して、戦略を立案する「学長戦略室」を設け、大学経営を戦略的・効果的・機動的に進める。

また、業務改善の推進及び人的資源の有効活用の観点から、学生生活の相談に何でも対応できる学生支援コンシェルジュ、研究推進等のためのリサーチ・アドミニストレーター及びカリキュラムの開発支援のための専門職員を育成し配置する。

38 社会や地域のニーズを法人運営に的確に反映させる方途の1つとして、経営協議会の学外委員等による5キャンパスの訪問、及び学外委員とキャンパス教職員との意見交換の場を設け、学外者からの提言を大学運営に活かす。

39 これまでの教員評価制度は、自己点検評価及び所属長における評価により、教員を総合的に評価してきたものであるが、第3期においては新たな制度として、これらの評価に加えて、学生等のステークホルダーによる評価、学長の評価及び教育研究活動等による評価を3年に一度実施する。評価結果は、教員の処遇（昇給・勤勉手当）や学長表彰などに反映させ、教員各自の教育研究力の向上・改善につなげる。

40 第2期においては、国立大学協会が掲げる女性教員の割合20%を達成するために、広報活動の推進及び女性教員の積極的な採用方策を定めた「女性教員採用促進のためのポジティブ・アクション」を制定し、推進してきたものであるが、教員に占める女性の割合は、平成27年4月1日現在で18.7%であった。また、第2期（平成27年4月1日現在）では、役員は全員男性であり、管理職に占める女性の割合は、11.6%であった。

第3期においては、女性役員の割合を14.3%以上、管理職に占める女性の割合についても14.0%以上を確保するとともに、教員に占める女性の割合を20%以上確保する。

41 厳格な経営監視体制を構築するため、監事への情報提供システムの構築や重要な会議への参画を定着させ、監査項目を見直し、監事監査の実効性を高め、組織運営の改善を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

○ 本学の教育学部においては、平成 26 年度に函館校に国際地域学科、岩見沢校に芸術・スポーツ文化学科の設置を実現し、教員養成機能の充実・強化を図るための教育研究組織の見直しを行った。同時に、平成 33 年度までの北海道の小・中学生の推移や教員の採用動向を踏まえ、教員養成課程の学生定員を 20 名増員し、720 名とした。大学院については、教育委員会の要請に応え、教職大学院のコースを再編し、学校経営に対応したコースを設置するとともに、修士課程の在り方について検討を進めてきた。第 3 期では、北海道における学校の統廃合やそれに伴う教員需要に対応した規模へ教員養成課程を見直す。また、大学院においては、北海道地域の教育を担い、高度な実践的指導力を有する教員を養成するための教育研究組織へ見直すとともに、他大学との連携・協働による高度な組織化を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 42 第 3 期中期目標期間中の教員の採用動向を踏まえ、教員採用数や教員就職者数等を検証し、教員養成課程の規模について見直しを行う。
- 43 北海道の地域特性を活かし、地域の教育課題を解決していくための高い実践的指導力を持った教員の養成を担う大学としての役割を踏まえ、教育学研究科の教育研究組織とその規模を見直す。
- 44 教育の質の高度化を図るため、日々の教育現場の課題を解決する「実践知」を探求し、課題解決への道を提案する「研究する教育実践者」の養成について、他の教員養成大学・学部と連携した組織化のための研究を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標

○ 業務改善に資するため、事務組織や事務の在り方を見直し、一層の効率化を図る。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 45 第 2 期のガバナンス改革において、各校毎に設置していた教授会を廃止し、教授会審議事項を精選した上で、教育学部、大学院にそれぞれに 1 つの教授会を設置した。また、各校担当副学長であったキャンパス長やその他教育研究組織の長の選考方法については、推薦方式ではなく、学長任命とした（再掲）。さらに、各種委員会の目的・役割を明確化するとともに組織構成についても見直した。事務組織においては、上記ガバナンス改革による規則改正に沿って、本部、キャンパスの事務組織や各種委員会における事務の役割・在り方について、効率化の観点から総点検する。また、事務組織や事務の在り方を見直すとともに、北海道地区の国立大学との業務の共同実施や事務処理の改善・見直し等を推進するなど、事務の効率化・合理化と業務改善を行う。

<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金, 寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>○ 外部資金, 寄附金の獲得を促進しつつ, 自己収入の増加を目指す。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金, 寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>46 自己収入増加のため, 以下の取組を進める。</p> <p>① 学外との共同研究, 科学研究費助成事業, 奨学寄附金等の外部資金を積極的に獲得するため, 教員と職員が協働し, 研究助成関係の公募に積極的に応募する体制を強化する。</p> <p>② 外部資金・寄附金獲得のためのファンドレイザーを配置するとともに, 引き続き, 寄附金(基金) 3,000万円以上の獲得に取り組む。</p> <p>③ 第2期の後半から実施した卒業生・修了生等に係る証明書発行の有料化を, 引き続き行う。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>○ 管理的経費の削減策を検証しつつ, さらなる経費削減に向けて計画的な取組を推進する。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>47 第2期は北海道内の国立大学と7件の共同調達を実施し, 共同調達によるスケールメリットの活用(調達コスト低減)及び業務負担の軽減を図った。第3期には第2期中の効果的な共同調達を継続すると共に新たな共同調達を実施する。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>○ 資産と資金の有効な運用を行う。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>48 平成28年度には建築後30年を超過する未改修の建物が全体面積の約44%となる見込みである。施設の老朽化に伴って, 多様化する新たな教育研究へ対応するためのスペース創出や, 安心・安全な環境の確保が課題となる。これらの資産を有効に活用するために, 第2期には, 施設・設備の点検・評価及び必要かつ計画的な整備による予防保全を前提とした運用管理を行うため, 「施設維持管理マニュアル」による施設等の定期点検・評価を実施することによって, 資産の点検体制を構築した。</p> <p>第3期においては, 引き続き予防保全による計画的な維持管理体制を基盤として, 定期的な見直しによるキャンパスマスタープランの充実並びに資産の用途・目的について点検・評価を行い, ライフサイクルコストによる費用対効果に基づき, 資産の運用管理を進める。</p>

	<p>49 資金運用による運用益を獲得するために、第2期には、適切なリスク管理の下、北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用（Jファンド）を行う中で単独の運用より有利な運用と考えられる運用を69回実施し、総額270万円の運用益を獲得した。第3期においても、引き続き、適切なリスク管理の下、北海道地区国立大学間の連携による共同の資金運用に積極的に参画し、安定的な運用益の確保に取り組む。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>○ 第2期中期目標期間において、評価体制の整備と評価に関する広報を充実し、大学における評価活動を定着させてきた。第3期中期目標期間では、教育の質を保証する観点から、様々な情報を活用する仕組みを取り入れ、教育の質の改善・向上に焦点をあてた、内部質保証のPDCAサイクルを確立する。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>50 大学の教育を中心とした諸活動における質保証について、国内外の事例や他大学における取組の調査及び研究を行い、大学教育の質の向上に結びつけるシステムを構築し、そのシステムの有効性について検証を行う。</p>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>○ 社会・地域から求められる大学として、戦略的な広報活動を推進する。</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>51 大学が地域に開かれた身近な存在として広く理解されるために、地域の教育研究活動拠点として、大学における学生活動の様子や現職教員への支援などの取組のほか、キャンパスが所在する地方公共団体等と連携した地域振興イベントによる広報活動などを、動画等を用いながら大学公式SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）により積極的に情報発信する。</p>

<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>○ 計画的な施設マネジメントを遂行し、教育・研究環境を充実させる。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>52 環境に関わる世代間の平等を尊重する社会人の育成に努めるため、第2期においては、今後、継続して環境負荷の低減を確実に実施するための方策として、平成32年度までを対象期間とする行動計画を作成・実施した。</p> <p>第3期においては、定期的な見直しによるキャンパスマスタープランの充実と併せ、引き続き行動計画に基づくソフト面での低減対策に加え、豪雪地帯である北海道において必要不可欠な暖房設備について、計画的な維持管理に関する施設マネジメントに基づき中長期の保全計画を策定し、老朽化の進んだ施設の使用燃料を、より環境負荷の低いものへ転換し、温室効果ガスの排出量を削減するためのハード面での低減対策に要する財源の獲得を進める。</p> <p>53 地域における国立大学の役割は、人材養成のみならず、地域との共生及び開かれた空間を含む、魅力あるキャンパス環境の形成である。第2期においては、自然との調和を図り、持続可能なキャンパスと快適な生活環境を形成するため、環境負荷の低減と、学生・教職員の協働による、キャンパス環境を向上させるための施設整備（構内美化）を推進したが、老朽施設の根本的環境負荷低減対策には、補助金等による大型改修が必要である。</p> <p>第3期においては、定期的な見直しによるキャンパスマスタープランの充実と併せ、建築後30年を超過する未改修の建物について、計画的な維持管理に関する施設マネジメントに基づき中長期の保全計画を策定し、環境負荷低減に資する老朽改善を推進するとともに、更に安全・安心かつ教育研究の質を向上するための環境構築に要する財源の獲得を進める。</p>
<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>○ 大学構成員の危機管理に対する意識を向上させ、修学及び勤労の適切な安全衛生管理を実施する。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>54 安全で安心なキャンパス環境を絶えず目指すために、第2期においては、校舎津波避難施設化事業、備蓄庫・備蓄物資の整備、及び受水槽の防災機能強化を行うとともに、大学構成員の大規模災害に対する危機管理意識の啓発を行うために、「大震災対応マニュアル」、「危機管理ガイドライン・個別マニュアル」等の点検・整備を行い、「大規模地震発生時における時系列行動計画」による総合防災訓練、危機管理に関する講演会を実施した。</p>

	<p>第3期においても、引き続き、安全で安心なキャンパス環境を絶えず目指すために、附属学校体育館の災害時の避難場所等を確保するため、建物を単体で使用できるよう、玄関、多目的トイレ及び倉庫の設置に必要な一部増築整備を行うとともに、大学構成員の大規模災害に対する危機管理意識の啓発を行うために、「大震災対応マニュアル」、「危機管理ガイドライン・個別マニュアル」等の点検・見直しを行い、「大規模地震発生時における時系列行動計画」による総合防災訓練、危機管理に関する講演会を実施する。</p> <p>55 適切な環境で修学及び勤労ができるよう、人権侵害防止対策や安全衛生管理の観点に基づき、環境整備を充実させる。</p> <p>56 情報セキュリティ基盤の整備及び情報セキュリティに関する利用者教育を行うため、第2期には、CISO（最高情報セキュリティ責任者）の設置、セキュリティポリシーの整備及び情報セキュリティ講習会を行ってきた。第3期には、より一層の情報セキュリティの確保が図られるよう、情報テクニカルスタッフを配置し、情報セキュリティに関する教育・啓蒙を継続的に実施するとともにサイバー攻撃への対応体制を強化する。</p>
<p>3 法令遵守等に関する目標</p> <p>○ 不正防止体制及び管理責任体制を充実・強化するとともに、大学人としてのモラルや社会的責任について、意識の向上を図り、適正な大学運営を行う。</p>	<p>3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置</p> <p>57 不正防止体制、個人情報の管理体制及び情報セキュリティシステムについて現状・課題を把握し、改善充実を図るための有効な方策を検討し実施する。</p> <p>58 教職員に対して服務規律や事務職員に対して適正な経理についての研修会を定期的実施し、周知徹底を行う。</p> <p>59 第2期においては、「公的研究費の不正使用防止に関する説明会」の受講を義務化し、受講しない教員に対しては、「競争的資金等の申請・使用を認めない」「学内予算による教員研究費を一切配分しない」等の措置をとってきたが、それを継続するとともに、改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、教員や学生に対する倫理教育を義務化するなど、不正を事前に防止する取組をさらに強化する。</p>

別表1 (学部, 研究科等)		別表 (収容定員)		
学部	教育学部	学部	教育学部	4,740人 (うち教員養成に係る分野 2,880人)
研究科	教育学研究科	研究科	教育学研究科	360人 〔うち修士課程 270人〕 専門職学位課程 90人